

【問合せ先】

税務課市民税係 ☎24-1111 内線2515・2522
三間支所税務係 ☎58-3311 内線2163

吉田支所税務係 ☎52-1111 内線5527
津島支所税務係 ☎32-2721 内線5912

所得申告を忘れずに！

平成27年度（平成26年分）の所得税の確定申告、市県民税の所得申告の時期です。期間内に忘れずに申告を済ませましょう。

市県民税の申告対象者

市県民税の申告が必要な人は、市内に住み、平成26年中に次のような所得があった人です。

- ① 営業・農業・漁業など の事業所得
- ② 家賃・配当・恩給・年金・利子・譲渡などの所得
- ③ 給与所得者のうち、次のいずれかに当てはまる人

- ▷ 勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人
- ▷ 2ヵ所以上から給与を受けた人
- ▷ 医療費控除などを受けようとする人
- ▷ 平成26年の途中で退職し再就職しておらず、市に給与支払報告書が未提出の人 など

< 国民健康保険の被保険者の皆さんへ >

国民健康保険の被保険者は、昨年の収入の有無にかかわらず申告が必要です。

※納税義務者（世帯主）は、世帯に属する被保険者の所得についての申告が義務づけられています。

< 申告をしないと… >

期間内に申告をしないと、諸控除の適用や国民健康保険料の減額該当者として認められないことがあるほか、所得課税証明書を交付できません。必ず期間内に申告をしてください。

市県民税の申告相談会

【と き】 2月16日(月)～3月16日(月)
午前9時～11時30分、午後1時～4時30分
(土・日曜を除く)

地 区	と き	と ころ
宇和島地区	郵送した案内書に記載された指定日	市役所 6階
吉田・三間地区	広報うわじま2月号折り込みチラシに記載された指定日	吉田支所 税務係 三間支所 会議室
津島地区	自治会で回覧したチラシに記載された指定日	津島支所別館 2階

※吉田・三間・津島地区で、案内書が郵送された人は、記載された指定日にお越しください。

※申告が必要と思われる人は、案内書の有無にかかわらずお越しください。

※所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告をする必要はありません。

【持参物】

- ▷ 収入金額が証明できる帳簿や書類
- ▷ 収入を得るための必要経費が証明できる書類
- ▷ 諸控除を受けるための社会保険料・生命保険料
年金保険料・介護保険料・医療費などの領収書
- ▷ 給与と年金受給者は所得税の源泉徴収票
- ▷ 印かん

※駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

注 意 事 項 — 申告に向けて、必要なものを準備しましょう —

税務課と吉田・三間・津島の各支所税務係では、例年、確定申告時期に合わせて、市県民税の申告相談とともに所得税の確定申告書の作成相談を行ってききましたが、昨年度の申告相談より、市県民税賦課業務に重点を置き、市県民税の申告相談・申告内容の確認業務を中心に行っています。

そのため、申告期間中は、職員による金額の集計や書類の作成は困難ですので、事前の金額集計や自書による書類の作成をお願いしています。

また、本年度より全会場にて、収支計算書や申告書作成のための国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用できる端末を設置しますので、ぜひご利用ください。

詳しくは広報うわじま12月号P12をご覧ください。 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

租税についての正しい知識や理解を深めるために、全国納税貯蓄組合連合会が募集した「税についての作文」で、酒井 望有 さん（三間中学校3年）と西村 輝 さん（宇和島南中学校3年）が愛媛県納税貯蓄組合連合会長賞を受賞しました。1月号は酒井さん、2月号に西村さんの作文を掲載します。

税金の意義

宇和島南中等教育学校 3年 西村 輝

国別の消費税のランキングを知った時に衝撃を受けたことを覚えています。

この間の3月まで消費税が5パーセントだった時も、私は生まれた時から同じように食事をしたり、学校に行ったり、買い物をしたり、温かな家で過ごすことができていました。日本の消費税率は先進国の中でも低いようですが、普通に生活ができています。しかし、より良い日本にするために今回増税が行われました。

増税する理由がよく分かっていませんでしたが、ニュースで何度も増税のことについて流れる度に社会保障制度をより充実したものにすためとありました。その時に、今までに日本のことについて学んできた中で、日本は「少子高齢化社会」になっているということと結びつきました。長寿国となった日本で若い私たちが、戦後の日本を支え、作り上げてきてくださった高齢者の方々に恩返しをするように税を払うのは、当たり前であり、大事なことだと思います。

私が家族で旅行に行った時に、都会の駅の入口でシートをしいて、黒く汚れ、やせたおじいさんが座っていたのを見たことがあります。平和で豊かだと言われている日本でも、そのような人が、見える所にも、きっと見えない所でも存在しているのでしょうか。皆が幸せに暮らせる

国を作ることはとても難しいですが、一人一人がそのような気持ちをもつことは難しくはないはずです。国民のために働いてくださっている政治家が言うことは、私たちが幸せに暮らすためにやるべきことを言っているのだと思います。だから、私たちはそれを理解し、納得して、協力していくべきだと思います。

税金を無駄に使っていた人の報道が目立つ昨今ですが、そういう人ばかりではないはずです。国の指針を示す人たちと、その人たちを支え、ついて行く私たちは、互いに尊重し合い、信頼できる関係であるべきだと思います。

税金は、社会保障制度だけでなく、私たちが利用する交通機関や、学生の教材、私たちを助け、安全な生活を送れるように働いている人たち、災害にあった人たちの復興などにも使われています。これからの日本を背負っていく私たちにも税金が使われているのです。また、これら全ては私たちのためであり、皆の生活の役に立つものです。日本人として、私たちがもっている「思いやり」の心で考えてみれば、税金を払う大切さが分かると思います。そして、今、私ができることは、税金を理解し、無駄にすることがないように、感謝の気持ちをもって生きていくことだと思います。

宇和島税務署からのお知らせ

— お早めに 春の確定申告 —

確定申告の準備はお済みですか。

○申告・納税期間

▷所得税及び復興特別所得税 = 3月16日(月)まで

▷消費税及び地方消費税 = 3月31日(火)まで

※納税には、便利で安全な振替納税の利用をお勧めします。

○インターネットで申告書作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って該当項目を入力することで、所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書は、直接、電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷して郵送などで税務署に提出することができます。

操作に関する不明な点は、画面上部の「よくある質問」をご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

○e-Taxが便利で使いやすくなりました

< e-Taxのメリット >

▷添付書類の提出を省略

▷還付金の早期処理

▷24時間いつでも利用可能

< 注意事項 >

住民基本台帳カードの電子証明書は有効期間（申請日から3年）を過ぎると利用できなくなります。市民課で更新手続きをしてください。更新した電子証明書はe-Taxに再登録する必要があります。

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

【問合せ】宇和島税務署 ☎22-4511

（自動音声案内に従って、番号を選択してください）

平成26年度税制改正による地方税の変更について

軽自動車税が変わります

【軽自動車（4輪以上・3輪）の税率】

平成27年4月1日以後に新規登録される新車から、改正後の標準税率が適用されます。

単位：円

○軽自動車税の賦課期日は4月1日のため、平成27年4月1日に新車新規登録した車両は平成27年度分から改正後の標準税率が適用されます。平成27年4月2日以降に新車新規登録した車両は、平成28年度分から改正後の標準税率が適用されます。

○平成27年3月31日以前に新車新規登録した車両は、現行税率のままの課税です。ただし、新車新規登録から13年を経過した軽自動車は、平成28年度分以後の軽自動車税については、改正後の標準税率を経ずに重課税率が適用されます。

区 分				標準税率		重課税率
				現行	改正後	
軽自動車	4輪以上	乗用	自家用	7,200	10,800	12,900
			営業用	5,500	6,900	8,200
	貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	
		営業用	3,000	3,800	4,500	
3輪			3,100	3,900	4,600	

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引自動車を除く。

単位：円

区 分			標準税率	
			現行	改正後
2輪	原動機付自転車	50cc以下	1,000	2,000
		50cc超～90cc以下	1,200	2,000
		90cc超～125cc以下	1,600	2,400
		ミニカー	2,500	3,700
	軽2輪 (125cc超～250cc以下)	2,400	3,600	
	小型2輪 (250cc超)	4,000	6,000	
小型特殊	農耕作業用	1,600	2,400	
	その他	4,700	5,900	

【2輪・小型特殊の税率】

広報うわじま10月号でお知らせした、改正後の標準税率については、1年延期され、平成28年度課税分より適用される見込みです。

※重課税率の適用はありません。

【軽自動車税の税負担の変化】

自家用・乗用車のケースをもとに、税負担の変化のケースを例示します。

○ケース1：平成14年10月1日新車新規登録の車両を購入した場合

平成27年度…7,200円（税率変更なし）
平成28年度…12,900円
（賦課期日現在、新車新規登録から13年を超える税率）



○ケース2：平成27年4月1日に新車新規登録の車両を購入した場合

平成27年度…10,800円（新税率）
平成41年度…12,900円
（賦課期日現在、新車新規登録から13年を超える税率）



○ケース3：平成27年4月1日に中古車（平成20年5月1日に新車新規登録）に買い換えた場合

平成27年度…7,200円（税率変更なし）
平成34年度…12,900円
（賦課期日現在、新車新規登録から13年を超える税率）

